

掛川市選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、合併特例法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第 81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 1 日

掛川市選挙管理委員会
委員長 水 野 雅 文

1	選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	1, 880 人
2	選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	15, 665 人
3	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	31, 330 人